

川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱をここに公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

川南町長 宮 崎 吉 敏

川南町告示第 1 2 2 号

川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、川南町空き家バンク要綱（令和 6 年川南町告示第 3 0 号）に基づく川南町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）への物件登録を推進し、移住の促進及び定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き住宅の改修、給排水設備工事又は家財道具の移転（以下「改修等」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和 5 0 年川南町規則第 1 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「空き住宅」とは、川南町空き家バンク要綱第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。ただし、店舗や事務所等を併用する住宅については、居住の用に供する部分に限るものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、外国人の場合にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者とする。

(1) 空き家バンクに登録している空き住宅の所有者又は事業完了後に空き家バンクに当該空き住宅に登録する空き住宅の所有者

(2) 空き家バンクを利用して空き住宅の購入の契約をし、事業完了後に当該空き住宅に住所を有する者のうち、次の全ての要件を満たすもの

ア 2 親等以内の親族から空き住宅を購入したものでないこと。

イ 当該空き住宅に 2 年以上居住しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

(1) 空き家バンクを利用して、空き住宅の売買契約を締結した日から 2 年以上経過している場合

(2) 町税の滞納その他町に対する債務（以下「町税等」という。）の不履行がある（同一世帯員を含む。）場合

(3) 規則第 4 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定に該当する者からの申請である場合

(4) その他町長が不適當であると認めた場合

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 補助の対象となる経費は、改修等に要する経費（消費税及び地方消費税等を含む。以下同じ。）で、当該経費が 2 0 万円以上のものとする。

2 前項の規定により補助対象経費を算出する場合において、次に掲げる経費が含まれるときは、これを除くものとする。

(1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(2) その他町長が補助対象として適当でないと認める経費

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

4 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

5 この補助金は、同一の空き住宅の所有者に対して、1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、川南町空き住宅改修等事業補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 規則第3条第4号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 空き住宅の売買契約書の写し

(3) 改修等に要する経費の見積書の写し

(4) 空き住宅の位置図及び平面図(空き住宅改修予定箇所を明記したもの)

(5) 空き住宅改修に着手する前の当該改修箇所の写真

(補助金の交付決定)

第6条 前条の申請書の提出があったときは、規則第4条第2項の補助金等交付決定通知書に代えて、川南町空き住宅改修等事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の変更又は中止等)

第7条 規則第7条第2項本文の規定による変更又は中止をするときは、川南町空き住宅改修等事業補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第7条第2項ただし書の町長が別に定める範囲内は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

3 町長は、第1項の川南町空き住宅改修等事業補助金変更・中止承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について川南町空き住宅改修等事業補助金変更等承認(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 申請者は、当該改修を完了したときは、完了後30日以内又は年度末のいずれか早い日までに、規則第11条の補助事業等実績報告書に代えて、川南町空き住宅改修等事業補助金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 規則第11条の事業実施調書及びその他関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合に限る。)

(2) 改修等に要する経費の支払を証する書類の写し

(3) 空き住宅改修完了後の当該改修箇所の写真(交付申請時に提出した写真と同じ箇所を撮影したもの)

(4) 補助事業物件へ転入又は転居した記載のある住民票の写し

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第12条の補助金等交付額確定通知書に代えて、川南町空き住宅改修等事業補助金確定通知書（様式第7号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第10条に規定する補助金等の請求は、川南町空き住宅改修等事業補助金請求書（様式第8号）による。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 規則第14条第1項第6号のその他交付決定の内容又は条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 補助事業の対象となった空き住宅を、補助金の交付を受けた日から2年以内に譲渡し、交換し、又は貸付け（第3条第1項第2号に規定する者に限る。）したとき。

(2) 補助事業の対象となった空き住宅から、補助事業者及びその世帯員全員が、補助金の交付を受けた日から2年以内に転居したとき。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(暫定的効力)

3 第11条の規定については、この告示の廃止後においても廃止の日から2年の間、なおその効力を有する。

年 月 日

川南町長 様

住 所
氏 名
電話番号



川南町空き住宅改修等事業補助金交付申請書

川南町空き住宅改修等事業補助金の交付を受けたいので、川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、申請に当たっては、補助金等交付に関する特記事項その他町長が付す条件に同意します。

記

- ☐ 町税等の滞納はありません。町税等の納付状況を調査することに同意します。
- ☐ この補助金の交付を受けるに当たり、必要な事項及び内容について調査することに同意します。

署名（自署）

空き住宅の所在地		川南町大字	
空き住宅の売買契約年月日※		年 月 日	転入年月日 年 月 日
改修工事の概要			
他の補助金等の有無		☐ なし ☐ あり（ ）	
予定工事期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
予定工事費（消費税含む。）			
改修等の発注先①	名 称		Tel
	住 所		
改修等の発注先②	名 称		Tel
	住 所		
備 考			

※「空き住宅の売買契約年月日」欄は、空き住宅所有者の場合記入不要
添付書類
☐ 誓約書（様式第 2 号）※1
☐ 空き住宅の売買契約書の写し
☐ 改修等に要する経費の見積書の写し
☐ 空き住宅の位置図及び平面図（空き住宅改修予定箇所を明記したもの）
☐ 空き住宅改修に着手する前の当該改修箇所の写真
※ 1 は、空き住宅所有者の提出不要

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

川南町長 様

住 所

氏 名

印

誓約書

川南町空き住宅改修等事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

川南町空き住宅改修等事業補助金により改修した空き住宅から、申請者及びその世帯員の全部がこの補助金の交付を受けた日から2年以内は転居しません。

様式第3号（第6条関係）

文書番号

年 月 日

様

川南町長

印

川南町空き住宅改修等事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった川南町空き住宅改修等事業補助金については、川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱第6条の規定により、その審査を終え、補助金を交付とすることに決定した（補助金を不交付とすることに決定した）ので通知します。

年 月 日

川南町長 様

住 所

氏 名 ㊟

川南町空き住宅改修等事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった川南町空き住宅改修等事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので承認申請します。

記

1 変更（中止）の内容

変更（中止）後	変更（中止）前

2 変更（中止）の理由

備考

「1 変更（中止）の内容」には、変更（中止）しようとする内容について、変更（中止）後と変更（中止）前の内容を対照させて記載すること。また、1 及び2が確認できる書類等を添付すること。

文書番号

年 月 日

様

川南町長

印

川南町空き住宅改修等事業補助金変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更・中止承認申請のあった川南町空き住宅改修等事業補助金については、川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、その審査を終え、変更（中止）することを承認（不承認）とすることにしたので通知します。

（なお、申請のあった変更（中止）は、不承認ですので、当初申請のとおり事業を進めること。）

年 月 日

川南町長 様

住 所

氏 名



川南町空き住宅改修等事業補助金実績報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった川南町空き住宅改修等事業補助金について、川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 事業費の内訳

3 添付書類

☐ 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）

☐ 改修等に要する経費の支払を証する書類の写し

☐ 空き住宅改修完了後の当該改修箇所の写真

（交付申請時に提出した写真と同じ箇所を撮影したもの）

☐ 補助事業物件へ転入又は転居した記載のある住民票の写し

【以下職員記入】

審査の結果の意見 良 ・ 不良

年 月 日

審査担当職氏名

文書番号

年 月 日

様

川南町長

印

川南町空き住宅改修等事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった川南町空き住宅改修等事業補助金については、川南町空き住宅改修等事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その審査を終え、補助金を確定したので通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

年 月 日

川南町長 様

住 所
氏 名 印

川南町空き住宅改修等事業補助金請求書

年 月 日付け（文書番号）で確定通知のあった川南町空き住宅改修等事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 確定額 円
- 2 請求額 円
- 3 補助金の振込先

振込先	金融機関名 及び支店名	銀行・金庫 組合・農協	支店・出張所 本所・支所
	預金の種類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

※ 口座名義人は、申請者と同一となるようにしてください。